

障がい福祉サービス事業所等を運営する代表者 } 様
介護サービス事業所等を運営する代表者 }

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長
(公印省略)
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

認定特定行為業務従事者の欠格事由見直しに伴う事務の取扱いについて（通知）

本県の障がい福祉施策及び介護保険施策の推進について、日頃、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号）が成立し、資格や営業許可等の各制度において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査する規定（個別審査規定）に改正されることになりました。

福祉施設等における介護職員等による喀痰吸引等の取扱いについては、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「規則」という。）の規定に基づき実施していただいているところですが、この度、法及び規則の一部が改正されました。

これに伴い、認定特定行為業務従事者認定証交付申請時にご提出いただく誓約書の様式の変更及び規則第8条の2の規定に基づく届出について下記のとおりとしますので、適切に交付申請等の手続きを行ってください。

（担当：障がい福祉課 障がい福祉サービス担当 西村 電話0857-26-7193
長寿社会課 介護保険・施設担当 岸本 電話0857-26-7178）

記

- 1 認定特定行為業務従事者認定証交付申請時の誓約書について
社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書について別添のとおり改正し、今後は本誓約書にて提出すること。
- 2 法附則第4条第3項第1号に該当した際の届出について
認定特定行為業務従事者が法附則第4条第3項第1号に該当した際は、当該者が同号に該当するか否かの判断を行うために必要な情報を収集する観点から、新たに定める別添届出にて届出をすること。
※この届出は、既に認定特定行為業務従事者として認定を受けている者で、心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適切に行うことができない者となった際に届出をするものであって、上記1の提出の際は不要であるため注意してください。
- 3 規則第8条の2の規定に基づく届出について
規則第8条の2の規定に基づき、次のいずれかに該当するに至った場合には、遅滞なく、認定特定行為業務従事者認定証を添え、その旨を届け出てください。

規則第8条の2の規定	届出をする者
一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合	戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する届出義務者
二 法附則第4条第3項第1号に該当するに至った場合	当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人
三 法附則第4条第3項第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った場合	当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人

(様式 5 - 3)

社会福祉士及び介護福祉士法附則第 4 条第 3 項の各号の規定に

該当しない旨の誓約書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

申請者 住所

氏名

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

(社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項)

- 一 心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 附則第四条第四項の規定により認定特定行為業務従業者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

(関連規定)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則

(法附則第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める者)

第五条の二 法附則第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

法附則第四条第三項第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。

(認定特定行為業務従事者(経過措置)認定申請 添付書類)

社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

申請者 住所

氏名(法人にあつては名称及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

(社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項)

- 一 心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。
- 三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。
- 四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者。
- 五 附則第四条第四項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者。

(関連規定)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則

(法附則第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める者)

第五条の二 法附則第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

法附則第四条第三項第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。

(別添)

心身の故障に係る届出様式

____年 ____月 ____日提出

鳥 取 県 知 事 様

下記のとおり、心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者について届け出ます。

氏名： _____ 印

住所： _____

連絡先電話番号： _____

- (1) 心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者の氏名（記入できる部分をご記入ください。）

氏名：
生年月日： ____年 ____月 ____日
登録番号：

- (2) 心身の故障により業務に生じている支障について、具体的な内容をご記入ください。

- (3) (2)に記載した業務への支障の原因と考えられる心身の故障の状態及び回復可能性等に関する医師の診断書等の証明書類を添付ください。その際、以下の記入欄に書類の概要をご記入ください。

(4) 届出者と(1)に記載した者との関係(該当するものに☑)

- 本人
- 同居の親族
- 法定代理人(具体的にご記載ください:)
- その他(具体的にご記載ください:)

参照条文

○ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）

改正後	現行
<p>附 則 第4条（略） 2 （略） 3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。</p> <p>一 <u>心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</u></p> <p>二～五 （略） 4、5 （略）</p>	<p>附 則 第4条（略） 2 （略） 3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。</p> <p>一 <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>二～五 （略） 4、5 （略）</p>

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）

改正後	現行
<p>附 則 <u>（法附則第4条第3項第1号の厚生労働省令で定める者）</u> 第5条の2 <u>法附則第4条第3項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</u></p>	<p>附 則 (新設)</p>

(死亡等の届出)

第8条の2 認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至った場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、認定特定行為業務従事者認定証を添え、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

二 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和

22年法律第224号)に規定する届出義務者

三 法附則第4条第3項第1号に該当するに至った場合
当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは
法定代理人

三 法附則第4条第3項第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った場合 当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人

(新設)